

中学生 税の標語

日高地方租税教育推進協議会（小竹義範会長）が、募集をしていた令和6年度「税に関する中学生の標語」に町内中学校から231点の応募がありました。

その中から、次の3点が優秀作品に選ばれ、同協議会より表彰されました。なお、受賞作品は、御坊税務署および役場庁舎内に一年間掲出されます。

税により

支えられてる

私の日常

3年 青木 美織

税金は

世界をつなぐ

希望のバトン

3年 永井 あやか

税金は

未来を照らす

希望の輪

2年 阪本 美晴

町税は納期限内に納付しましょう

町税は自主的に納期限内納付することが原則です。

納期限までに町税を納付しない場合は督促状が送付されます。督促状を発送した日から10日を経過した日までにこの町税にかかる徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。徴収金とは、本税に延滞金、督促手数料などを合わせたものです。

まだ納付されていない方は、金融機関等で早急に納付してください。

納期限を過ぎても納付がない場合

納期限までに納付された方との公平性を保つため、次のとおり滞納処分の手続きを行うこととなります。

- ①督促状の送付
- ②電話や文書、直接訪問などによる納税の催告
- ③財産調査を実施
- ④預金、給与、不動産等の財産の差押え
- ⑤差押えた財産の公売・換価

何らかの事情により納付できない方は、未納のまま放置せず、税務課へご相談ください。

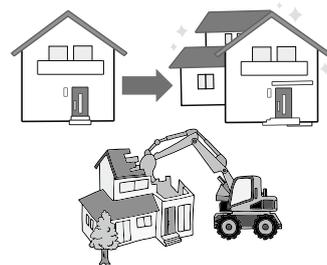
【お問い合わせ先】 税務課(TEL：63・3802)

建築物の新築・増改築または取壊しをされた方へ

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築(増改築)されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じます。

家屋の増改築や倉庫などの新築(増改築)をされた場合は、お手数ですが、完成後に税務課までご連絡ください。

また、建物を取り壊した場合には、滅失登記等で取り壊しの把握に努めておりますが、滅失登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出を行ってください。



【お問い合わせ先】 税務課(TEL：63・3802)

御坊税務署からのお知らせ

非常勤職員の採用について

御坊税務署では、確定申告期における非常勤職員を募集しております。
興味のある方は、担当者までお気軽にご連絡ください。
※定員になり次第、締め切らせていただきます。

期 間：令和7年2月上旬から令和7年3月下旬まで

勤 務 日：月曜日から金曜日(土日祝除く)

賃 金：時給1,000円 交通費別途支給(条件あり)

仕事内容：確定申告に来られた納税者の申告書作成補助(パソコン・スマートフォン)、案内事務、受付事務、パソコン入力、書類の仕分け等

【お問い合わせ先】 御坊税務署 総務課 宇上(うがみ)

(TEL：0738・22・0695(音声案内で「2」を押してください。))

令和6年分確定申告に関するお知らせ

御坊税務署内の確定申告会場の開設期間

令和7年2月17日(月)～3月17日(月)(閉庁日を除く)

相談受付時間：午前8時30分～午後4時まで(相談開始：午前9時から)

混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

確定申告会場では、**原則ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただけます。**

スマホ申告に必要なもの

- ①マイナンバーカード(事前に有効期限の確認をお願いします)
- ②マイナンバーカードに設定した2つのパスワード
(個人番号カード・電子証明書設定暗証番号記載票などで事前に確認をお願いします)

✓ **署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16文字)**

✓ **利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)**

パソコンで申告書を作成する場合は、状況によって長時間お待ちいただくことがありますのであらかじめご了承ください。

土地等譲渡所得・贈与税の相談は、担当者が従事している

2月17日(月)、18日(火)、21日(金)、25日(火)、28日(金)

3月5日(水)、6日(木)、11日(火)、12日(水)、14日(金)、17日(月)にお越しください。



国税に関するご質問・ご相談について

国税相談専用ダイヤル

0570・00・5901

受付時間：平日午前8時30分～午後5時(全国一律料金)
(土日祝日および12月29日～1月3日を除く。)

- 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- 税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
- 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください。

電話で解決！

音声案内に沿って、次の「1」～「6」を選択します。
(確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。)

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他